

条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和5年度 第3回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
高齢者に子育ての場へ関わっていただくなど、高齢者と若い世代が顔見知りになる場を提供してほしい。各世代が関わることで、高齢者だけでなく子育て世代も含めた支援が必要な方の孤立を防ぐことができるのではないかと。	顔見知りになる場として、例えば社会福祉協議会の自主事業「ちよこ助」があります。担い手が不足しているため、若手が担い手に登録していただけるよう広めていきたいと思っております。	条例第9条第1項

令和5年度 第4回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
健康都市大正の実現に向けて健康経営優良法人と絡めた取組は検討しているのか。	健康経営優良法人を絡めた取組については、区政会議でいただいたご意見を早速取り入れることにし、令和6年度に実施するシンポジウム等において、健康経営優良法人の認定を受けた企業にシンポジストとしてご協力いただきたいと思います。	条例第9条第1項

令和6年度 第1回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
町会ほど一生懸命働く無償の組織はないので応援すべきだと思う。町会があることすら知らない世代もいると思うので、町会の取組を周知してほしい。	町会という地域の宝を持ち腐れにしないためには、やはりたくさんの方が加入し、それが知られた状態で運営されることが大事。デジタル化などで周知に工夫を凝らし、若い世代の加入も「大正区町会加入促進アクションプラン」の中で検討してまいります。	条例第9条第1項

令和6年度 第2回大正区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
健康経営優良法人は毎年更新が必要であり申請を行うことで経営者としても勉強になる、非常に役に立つ制度だと思う。区として健康増進をめざすのであれば、この制度をうまく使っていただきたい。	認定を取得した企業としてこの制度が有益だということをものづくり企業を筆頭に伝えていく役割を担っていただきたいと思います。区役所としても健康講演会などを開催し広報に努めます。	条例第9条第1項

前述の代表的な措置の他に、大正区区政会議では、区政会議の委員の全意見に対し、当日の回答およびその後の対応を実施しています。

〔令和5年度第3回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000617667.html>

〔令和5年度第4回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000620974.html>

〔令和6年度第1回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000630054.html>

〔令和6年度第2回大正区区政会議〕

<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000636158.html>